

ミツヒロニュース



災害発生時の税務対応と被災地支援

令和8年に入り、全国各地で自然災害が相次いで発生しています。被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。本号では、被災時に企業の資金繰りを守るための税務対応と、被災地支援を検討される方向けの制度をご紹介します。

【災害発生時】

1. 災害損失や復旧費用の計上について

会社が被災すると、様々な損失が発生し、復旧のための費用が必要になります。以下のものについては、経費として申告が可能ですので、計上がもれることのないように注意してください。

- ◆商品在庫や店舗・事務所などの固定資産が滅失・損壊したことによる損失
- ◆損壊した資産の取り壊し、除去のための費用
- ◆土砂その他の障害物を撤去するための費用、被災資産の現状を回復するための費用
(修繕費か資本的支出か不明な場合、これらの費用の30%相当を修繕費とする処理が認められます)

2. 資産の評価損について

棚卸資産や固定資産が、災害による著しい損傷により、時価が帳簿価額を下回ることとなったときは、時価と帳簿価額の差額を評価損として計上することが認められます。例えば水害により、商品が水濡れし、通常の売価では販売できなくなった場合などに評価損として計上することが考えられます。

【被災地支援】

3. 「代理寄付」によるふるさと納税

「代理寄付」とは、被災していない自治体が被災自治体の代理でふるさと納税の寄付を受け付け、被災自治体へ寄附金を送付する仕組みです。返礼品がないため、ふるさと納税サイトへの手数料もなく寄附金全額が被災自治体へ届くことになります。

4. いつも使っているふるさと納税サイトからお手軽に被災地支援

寄付をする側からも、スマホで気軽に被災地支援ができるというのは大きなメリットです。被災地のHPから義援金の振込先を調べてお金を振り込むのは、ハードルが高いと感じる方が多いでしょう。使い慣れたふるさと納税サイトのページから寄付をすることができるのはとてもお手軽です。

5. そもそもふるさと納税とは ⇒ 寄付を通じた税金の前払い、節税ではない

- ◆地方団体へ寄付（ふるさと納税）することで翌年納付する所得税、住民税が控除される（税金の前払い）
- ◆控除限度額の範囲内で【寄付金額－2,000円】が所得税・住民税から控除
- ◆寄付額の3割相当額以下の返礼品がもらえる地方団体が多い（通常のふるさと納税）
- ◆原則は確定申告が必要、ワンストップ特例を使えば確定申告不要

「ワンストップ特例」⇨確定申告が不要な給与所得者等が①寄付先が5か所以下、②翌年1月10日までにすべての寄付先へ申請書を提出(原則必着)すれば、確定申告不要となる制度

6. 返礼品・控除限度額にこだわらず被災地支援を

毎年ふるさと納税をされている皆様は、サイトで控除上限額をシミュレーションし、返礼品を楽しみにご活用されていることと思います。今年は返礼品なしの寄付や、被災地支援も選択肢に入れてみてはいかがでしょうか。

今年は控除限度額だけにこだわらず、支援の輪を広げていきたいと考えております。無理のない範囲で、優しさが届くことを心より願っております。

企業版ふるさと納税で災害復興を後押し

1. 企業の寄附が地域再生の力に

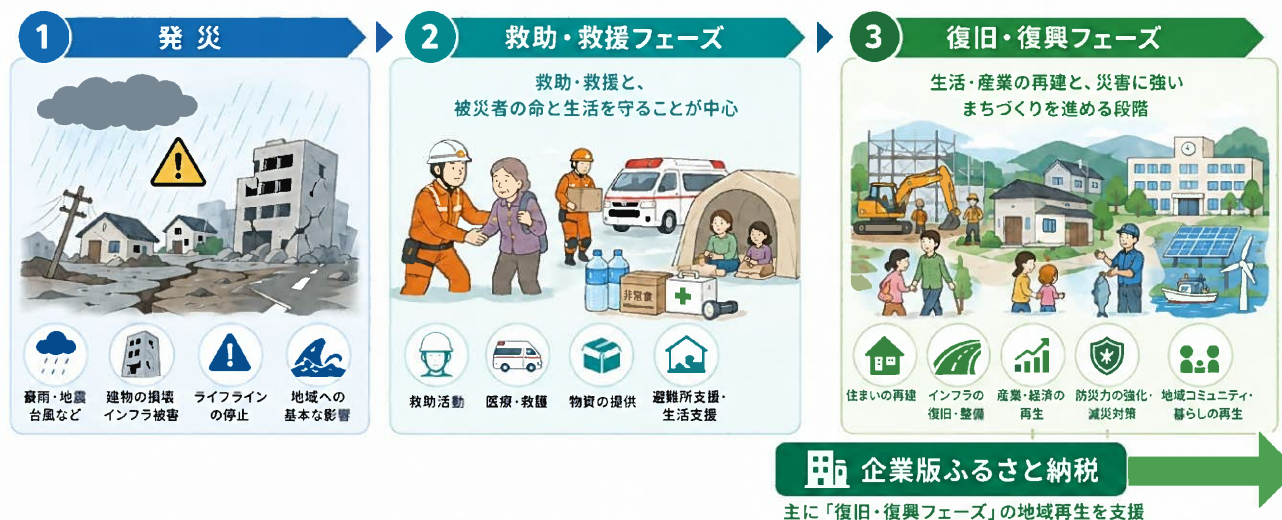
災害からの復旧・復興には、長期的かつ継続的な支援が欠かせません。そうした中、企業が自治体の復興事業を支援できる制度として注目されているのが「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」です。

この制度は、国が認定した地域再生計画に位置付けられた事業へ企業が寄附を行った場合、法人関係税の税額控除などの優遇措置を受けられる仕組みです。防災対策や自然災害からの復旧・復興事業も対象となり、企業と自治体の連携による地域再生を後押ししています。

◆発災直後の救援と、その後の復旧・復興は役割が異なります◆

人命救助、避難、医療、物資供給などの緊急対応は専門機関等による支援が中心です。企業版ふるさと納税は、道路・公共施設の復旧、産業再生、防災強化、生活環境の再建など、中長期の地域再生で力を発揮します。

災害対応のフェーズと企業版ふるさと納税の関係



企業版ふるさと納税は、主に **復旧・復興段階の地域再生** を支援する仕組み



※緊急対応を目的とした即時の支援は、災害義援金など他の支援制度の活用をご検討ください。

2. 企業版ふるさと納税の活用メリット

企業版ふるさと納税は、自治体が進める具体的な復興プロジェクトと、企業の社会貢献活動を結び付ける制度でもあります。

企業にとってのメリット

- 自治体を実施する具体的な復旧・復興事業を選んで支援できる
- 自社の CSR・SDGs・ESG や地域貢献方針に沿って寄附先を検討できる
- 単発の緊急支援だけでなく、数か月・数年にわたる復興に参加できる
- 要件を満たす寄附では、企業版ふるさと納税の税制優遇を受けられる場合がある
- 自治体の事業報告を通じ、寄附金の活用状況を確認しやすい

3. 税負担は最大約9割軽減

企業版ふるさと納税の大きな特徴は、手厚い税制優遇措置です。

対象となる寄附については、通常の損金算入に加え、寄附額の最大6割が法人関係税から控除されます。損金算入による節税効果と合わせることで、寄附額の最大約9割が軽減される可能性があります。

◆1,000万円を寄附した場合のイメージ◆

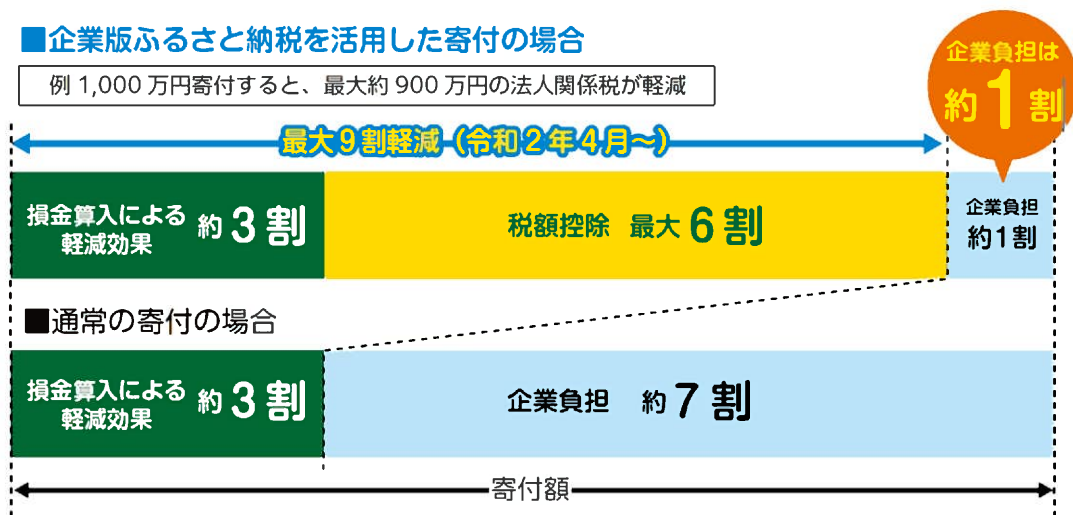
寄附額が1,000万円で、各税目の控除上限まで税制優遇が適用された場合、概算では次のようになります。

- ・損金算入による軽減効果：約300万円
- ・法人関係税の税額控除：最大約600万円
- ・企業の実質的な負担：約100万円

ただし、すべての企業で必ず寄附額の約9割が軽減されるわけではありません。

実際の税額控除額は、企業の課税所得、法人住民税法人税割額、法人税額、法人事業税額、寄附額、各税目の控除上限などによって異なります。

具体的な控除見込額については、税理士などの税務専門家に確認することが重要です。



4. 制度を利用するための主な条件

企業版ふるさと納税を活用するには、いくつかの条件があります。

- ・青色申告書を提出している法人であること
- ・1回当たりの寄附額が10万円以上であること
- ・企業の本社が所在する地方公共団体への寄附ではないこと
- ・法人関係税の申告時に必要な手続きを行うこと

ここでいう「本社」とは、登記上の本店所在地だけでなく、地方税法上の「主たる事務所又は事業所」を指します。

本社が所在する地方公共団体への寄附については、通常の損金算入はできますが、企業版ふるさと納税による税額控除の対象にはなりません。

5. 復興支援の新たな選択肢として期待

企業版ふるさと納税は、災害発生直後の救援活動を支援する制度ではありません。しかし、被災地の復旧から復興、そして将来の防災・減災に向けた取り組みを支える有効な手段として期待されています。

企業にとっては社会貢献と税制優遇を両立できる制度であり、自治体にとっては地域再生を進める重要な財源確保策となります。企業の力を地域の未来につなげる仕組みとして、今後さらに活用が広がりそうです。

災害に関する税務上の取扱いについて

災害に関して法人や事業を営む個人が、取引先などに支出する費用の現行の主な税務上の取扱いについてまとめてみました。参考にいただければと思います。

1. 取引先に対する災害見舞金等

法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与、役務の提供のために要した費用は、交際費等に該当しないもの（販売促進費などの名目）として損金の額に算入されます。

（注）１）自社の製品等を取り扱う小売業者等に対して災害により滅失又は損壊した商品と同種の商品を交換又は無償で補てんした場合も含まれます。

２）事業用資産には、当該法人が製造した製品及び他の者から購入した物品で、取引先の事業の用に供されるもののほか、当該取引先の福利厚生の一環として被災した従業員等に供与されるものを含むものとします。

(措通(法)61の4(1) - 10の3)

2. 取引先に対する売掛金等の免除等

法人が、災害を受けた得意先等の取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用（取引先支援損などの名目）として損金の額に算入されます。

また、既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する得意先等の取引先には、同様に取り扱われます。

（注）１）「得意先等の取引先」には、得意先、仕入先、下請工場、特約店、代理店等のほか、商社等を通じた取引であっても価格交渉等を直接行っている場合の商品納入先など、実質的な取引関係にあると認められる者が含まれます。

２）売掛債権の免除等は、書面をもって行うことが前提とされています。なお、その書面は、公正証書以外のものでも差支えありません。

(法基通9-4-6の2、措通(法)61の4(1) - 10の2)

3. 取引先に対する低利又は無利息による融資

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行った場合における通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、寄附金とはされません。

(法基通9-4-6の3)

4. 自社製品等の被災者に対する提供

特定のごく限られた者のみに対する贈答（利益供与）を目的としたものは除き、法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの（広告宣伝費に準ずるもの）として損金の額に算入されます。

なお、自社製品等とは、原則として法人が製造等を行った製品でその製品に法人名が表示されているものをいうと解されていますが、法人名が表示されていない物品や他から購入した物品であっても、その提供に当たって、企業のイメージアップなど実質的に宣伝的効果を生じさせるようなものであれば、これに含めて差し支えないと考えられます。

また、自社製品等の提供は、物品の提供に限定されているわけではなく、その法人の業務がサービスの提供である場合の役務の提供、法人の社宅や研修所等を緊急避難的に被災者に提供した場合も、ここにいう自社製品等の提供に含まれます。

(法基通9-4-6の4、措通(法)61の4(1) - 10の4)

参考文献： ■TAX NEWS ■税務研究会 「法人税法基本通達逐条解説」



【発行】株式会社オフィスミツヒロ 代表取締役 光廣 昌史

税理士法人光和パートナーズ 社員税理士 光廣昌史 / 社員税理士 中山昌実

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号 Tel 082-294-5000

Fax 082-294-5007 URL <https://www.office-m.co.jp/>

